

令和2年6月24日判決言渡

令和元年（ネ）第10069号 商標権に基づく差止等請求控訴事件

（原審・東京地方裁判所平成29年（ワ）第38481号）

口頭弁論終結日 令和2年3月11日

判 決

控 訴 人 株 式 会 社 三 京 房

訴訟代理人弁護士 櫻 林 正 己

上 野 達 夫

補 佐 人 弁 理 士 木 村 達 矢

被 控 訴 人 株 式 会 社 筑 摩 書 房

訴訟代理人弁護士 亀 井 弘 泰

近 藤 美 智 子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、別紙商品目録記載1の心理テスト質問用紙に「MMP I－1 性格検査」の標章を付し、同目録記載2の回答用紙（マークカード）に「MMP I－1 回答用紙」の標章を付し、これらの標章が付された心理テスト質問用紙、回答用紙（マークカード）を譲渡してはならない。

- 3 被控訴人は、心理検査の回答結果の解釈の結果を記載した書面に「MMP I－1 自動診断システム」の標章を付してはならない。
- 4 被控訴人は、心理検査の心理テスト質問用紙、回答用紙（マークカード）、回答結果の解釈サービスに関する広告に、「MMP I－1 性格検査」の標章を付して電磁的方法により提供してはならない。
- 5 被控訴人は、別紙商品目録記載1の心理テスト質問用紙、同目録記載2の回答用紙（マークカード）及び同目録記載3の自動診断システム（パソコン用ソフトウェア）を譲渡し、譲渡のために所持してはならない。
- 6 被控訴人は、別紙商品目録記載1の心理テスト質問用紙、同目録記載2の回答用紙（マークカード）及び同目録記載3の自動診断システム（パソコン用ソフトウェア）をいずれも廃棄せよ。

第2 事案の概要（略称は、特に断りのない限り、原判決に従う。）

1 事案の要旨

本件は、指定役務を第44類「心理検査」とする「MMP I」の標準文字からなる商標（登録第5665842号。以下「本件商標」という。）の商標権（以下「本件商標権」という。）を有する控訴人が、被控訴人が別紙商品目録記載1の心理テスト質問用紙（以下「被告質問用紙」という。）、同目録記載2の回答用紙（マークカード）（以下「被告回答用紙」という。）及び同目録記載3の自動診断システム（パソコン用ソフトウェア）（以下「被告ソフト」といい、これらを併せて「被告各商品」という。）、心理検査の回答結果の診断解釈サービス（以下「被告サービス」という。）に係る診断結果を記載した書面（以下「被告診断結果書」という。）並びに被控訴人の管理、運営するウェブサイト（以下「被告ウェブサイト」という。）上の被告質問用紙、被告回答用紙及び被告サービスに関する広告に別紙被告標章目録記載1ないし5の各標章（以下「被告各標章」と総称し、それぞれを番号に応じて「被告標章1」などという。）を付し、被告各商品を販売する行為等が本件商標権の侵害（商

標法（以下「法」という。） 37条1号）又は間接侵害（同条4号又は6号）に該当する旨主張して、被控訴人に対し、法36条1項及び2項に基づき、被告各商品の譲渡等の差止め及び廃棄を求める事案である。

原審は、被告各標章は、いずれも本件商標の指定役務である心理検査又はこれに類似する役務ないし商品の「質」を、普通に用いられる方法で表示するものであるから、法26条1項3号に該当し、本件商標権の効力が及ばないとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。

控訴人は、原判決を不服として、本件控訴を提起した。

2 前提事実

以下のとおり訂正するほか、原判決の「事実及び理由」の第2の2記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決2頁22行目から3頁2行目までを次のとおり改める。

「 控訴人は、平成25年7月18日、本件商標の商標登録出願をし、平成26年3月20日、その登録査定を受け、同年4月25日、本件商標権の設定登録(以下「本件商標登録」という場合がある。)を受けた(甲146, 147)。」

(2) 原判決3頁9行目の「質問項目」を「英文の質問項目」と、同頁12行目の「ここにいう」から15行目の「ことをいう。」までを「ここにいう標準化とは、米国の社会、文化、風土、国民性等に基づいて作成された本件心理検査について、各国の社会、文化、風土、国民性等に合わせて英文の質問項目の翻訳等をした上で、当該国内での一定数のサンプル検査を行い、データを集積して、分析・解釈し、当該国向けの測定値(得点)を解析する尺度・判定基準等を作成することをいう。」と改める。

(3) 原判決3頁25行目の「別紙目録記載1」から4頁3行目の「という。)並びに」までを「被告各商品及び」と、同頁7行目の「(以下「被告サービス」という。))」を「(被告サービス)」と改める。

- (4) 原判決４頁８行目から９行目にかけての「「MMP I－１」は、」の次に「本件心理検査について」を加える。
- (5) 原判決４頁１２行目の「被告質問用紙」から１３行目の「という。）」、「」までを「別紙被告標章目録記載１のとおり、被告質問用紙の表紙上部には、明朝体様の大きめのフォントで「MMP I－１ 性格検査」と表示された被告標章１が記載され、」と改める。
- (6) 原判決４頁１６行目の「被告回答用紙」から１９行目の「という。）」、「」までを「別紙被告標章目録記載２のとおり、被告回答用紙は、大半がマークをする回答部分であるが、左側に「ファイル番号」、「年令」、「性別」、「名前」等を記載する欄があり、回答部分の枠外上部右寄りに、他の記載に比較して若干大きめのゴシック体様で「MMP I－１ 回答用紙」と表示された被告標章２が記載され、」と改める。
- (7) 原判決４頁２２行目の「「MMP I－１」から２４行目の「いう。）」、「」までを「別紙被告標章目録記載３のとおり、他の記載に比較して少し大きめの明朝体様の「MMP I－１ 性格検査」と表示された被告標章３の記載があり、」と改める。
- (8) 原判決５頁１行目の「被告サービス」から４行目の「という。」までを「別紙被告標章目録記載４のとおり、被控訴人が被告サービスにおいて顧客に提供する被告診断結果書の１枚目の左上には、他の記載に比較して少し大きめのゴシック体様で「MMP I－１ 自動診断システム」と表示された被告標章４の記載がある。」と改める。
- (9) 原判決５頁６行目の「「病院での」から１０行目の「という。）。」までを「別紙被告標章目録記載５のとおり、「病院での診察、教員・公務員採用試験、職場でのストレスチェックにはこちら」との見出しの下に、ゴシック体様で「MMP I－１ 性格検査」と表示された被告標章５の記載がある。」と改める。

(10) 原判決 5 頁 1 1 行目から 1 4 行目までを削る。

3 争点

- (1) 本件商標と被告各標章の類否（争点 1）
- (2) 被控訴人の行為のみなし侵害行為該当性（争点 2）
- (3) 被告各標章の法 2 6 条 1 項 3 号該当性（争点 3－1）
- (4) 被告各標章の法 2 6 条 1 項 4 号該当性（争点 3－2）
- (5) 被告各標章の法 2 6 条 1 項 6 号該当性（争点 3－3）
- (6) 無効の抗弁の成否（争点 4）

争点 4－1 ないし 4－4 については，原判決 5 頁 2 3 行目から 6 頁 1 行目までに記載のとおりであるから，これを引用する。

第 3 争点に関する当事者の主張

1 争点 1（本件商標と被告各標章の類否）について

以下のとおり訂正するほか，原判決の「事実及び理由」の第 3 の 1 記載のとおりであるから，これを引用する。

- (1) 原判決 6 頁 5 行目の「被告各標章のうち，」を「ア 被告各標章のうち，」と改める。
- (2) 原判決 6 頁 1 2 行目から 1 3 行目までを次のとおり改める。

「イ 以上によれば，被告各標章から「MMP I」の文字部分を要部として抽出し，これを本件商標と比較し，被告各標章と本件商標の類否を判断すべきである。

そして，本件商標と被告各標章の「MMP I」の文字部分は，外観，称呼及び観念が共通することからすると，本件商標と被告各標章が本件商標の指定役務「心理検査」に使用された場合には，その役務の出所について誤認混同を生ずるおそれがあるものといえるから，被告各標章は本件商標に類似する商標である。」

- (3) 原判決 6 頁 1 7 行目の「ないから，」の後に「要部として抽出することは

できず，」を加える。

2 争点2（被控訴人の行為のみなし侵害行為該当性）について

以下のとおり訂正するほか，原判決の「事実及び理由」の第3の2記載のとおりであるから，これを引用する。

(1) 原判決8頁3行目及び7行目の各「引き渡し，又は譲渡若しくは引き渡しのために」を「譲渡のために」と改める。

(2) 原判決8頁18行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「したがって，被控訴人の行為は，法37条1号，4号又は6号のいずれにも該当しない。」

3 争点3－1（被告各標章の法26条1項3号該当性）について

以下のとおり当審における当事者の補充主張を追加するほか，原判決の「事実及び理由」の第3の3記載のとおりであるから，これを引用する。

(1) 当審における被控訴人の補充主張

ア 「MMP I」の表示は，ハサウェイとマッキンリーが開発した質問紙法検査に基づいて性格傾向を把握する心理検査（本件心理検査）の名称である「Minnesota Multiphasic Personality Inventory」（ミネソタ多面的人格目録）の略称であり，本件商標の指定役務「心理検査」の需要者，取引者の間において，「MMP I」の表示は，心理検査の一手法である本件心理検査又はその略称を示すものとして周知であるから，被告各標章における「MMP I」の文字部分は，本件心理検査の内容である「質」を表すものである。

そして，被控訴人は，別紙被告標章目録記載1ないし5のとおり，被告各標章における「MMP I」の文字部分を被告各商品の表紙等に一般的な字体で表示し，本件心理検査であることを普通に用いられる方法で表示している。

そうすると，被告各標章における「MMP I」の文字部分は，いずれも，

本件商標の指定役務「心理検査」の内容又は当該指定役務に類似する商品の内容、すなわち「質」を「普通に用いられる方法」で表示するものであるから、被告各標章は、法２６条１項３号に該当し、本件商標権の効力は被告各標章に及ばない。

イ これに対し控訴人は、心理検査は、特定の地域、国においては、一主体にのみ独占的に許諾され、複数の主体に許諾されることはないという取引の実情があり、本件商標（「MMP I」の標準文字）は、本来的に識別力を有するとともに、独占適応性もあり、しかも、日本国内では、ミネソタ大学から本件心理検査の質問票（質問項目。以下同じ。）の翻訳の許諾を受けている控訴人の業務に係る本件心理検査の役務を表示するものとして自他役務識別力ないし特別顕著性を獲得していたことに照らすと、被告各標章は、法２６条１項３号に該当しない旨主張する。

しかしながら、控訴人が述べるような取引の実情は存在しない。また、ミネソタ大学が有する本件心理検査の質問票の著作権に関する許諾と「MMP I」の商標の使用許諾とは別異の事柄であり、ミネソタ大学は日本国内において「MMP I」の商標の商標登録を有していないから、本件において、ミネソタ大学の許諾が問題となる余地はない。

次に、控訴人の主張はミネソタ大学から本件心理検査の質問票の翻訳の許諾を受けたAから控訴人が再許諾を受けたことを前提とするものであるが、ミネソタ大学は、２０１７年４月７日付けレター（乙１１）で、本件心理検査の日本語版を日本国内において翻訳出版することを許諾していない旨明言しており、控訴人がミネソタ大学から許諾を受けている事実は存在しない。また、「MMP I」の表示は、日本国内において被控訴人も継続的に使用しており、控訴人のみが継続的かつ独占的に使用してきたものではない。

したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

(2) 当審における控訴人の補充主張

ア(ア) 本件心理検査は、ミネソタ大学の研究者であったハサウェイとマツキンリーが、質問形式の心理検査を開発し、これを「Minnesota Multiphasic Personality Inventory」と命名したものであり、「MMP I」の表示は、「Minnesota Multiphasic Personality Inventory」の略称であって、造語である。

質問形式の心理検査に用いられる質問票は、著作物として著作権によって保護されており、本件心理検査は、誰もが提供することができる心理検査の一手法ではなく、ミネソタ大学又はその許諾を受けた者のみが提供できる質問票の資料を必須とする心理検査である。心理検査の内容は、不断に改良・改訂されるものであり、常に内容が一定しているものではなく、特定の「質」ではない。そして、本件心理検査の「質」はミネソタ大学によりコントロールされているから、「MMP I」の表示は、ミネソタ大学という特定の出所に係る本件心理検査「Minnesota Multiphasic Personality Inventory」を表すものとして、本来的に識別力を有する。

(イ) 心理検査は、提供主体により判定結果が相違すると、検査の信頼性を害するなどの弊害が著しいことから、特定の地域、国においては、一主体にのみ独占的に許諾され、複数の主体に許諾されることはないという取引の実情（「一国一検査の原則」）がある。

また、本件心理検査は、ミネソタ大学によって開発され、ミネソタ大学が著作権等の権利を有する心理検査の手法であり、「MMP I」の表示を心理検査役務に使用する場合にはミネソタ大学の許諾が必要であることは、当業者なら誰でも認識している。多数の研究、論評等における「MMP I」の表示の使用は、ミネソタ大学が開発した本件心理検査を指すものとして商標的使用とはいえない使用がされているにすぎず、こ

のような使用がされているからといって、第三者が心理検査役務を提供する際にミネソタ大学の許諾を得ることなく、「MMP I」の表示を使用し、あるいはその著作権を侵害することが適法化されることはない。

したがって、第三者が心理検査役務を提供するに際し、ミネソタ大学のコントロールと無関係に「MMP I」の表示を使用して心理検査役務を提供することを認める必要性はないから、「MMP I」の表示には商標としての独占適応性がある。

イ 前記アの取引の実情の下で、控訴人は、著作権者であるミネソタ大学から許諾を受けたAから、更に許諾を受け（甲15, 16, 18ないし21, 32の2, 43ないし47, 74）、1963年（昭和38年）から約50年以上にわたりほぼ独占的に、日本国内で本件心理検査の日本語版である原告版を開発、提供し、また、日本の社会、文化、風土に応じて適切に被験者の心理傾向を判定できるようにするための標準化を行い、本件心理検査の「質」をコントロールしてきた。

そして、控訴人が本件心理検査のミネソタ大学原版の翻訳及び標準化を行った本件心理検査の役務の提供に「MMP I」の表示を約50年以上の長期にわたり継続的かつ独占的に使用した結果（甲33ないし35, 39ないし60, 100ないし145）、需要者、取引者の間で、本件商標の登録査定時（平成26年3月20日）において、本件商標は、ミネソタ大学から許諾を受けている控訴人の業務に係る本件心理検査の役務を表示するものとして広く認識されるに至っており、自他役務識別力ないし特別顕著性を獲得していた。

したがって、この点においても、本件商標には識別力及び独占適応性がある。

ウ 以上のとおり、本件商標は、本来的に識別力を有するとともに、独占適応性もあり、しかも、日本国内では、需要者、取引者の間で、ミネソタ大

学から許諾を受けている控訴人の業務に係る本件心理検査の役務を表示するものとして広く認識され、自他役務識別力ないし特別顕著性を獲得していることに照らすと、被告各標章は、本件商標の指定役務「心理検査」の「質」又は当該指定役務に類似する商品の「品質」を「普通に用いられる方法」で表示する商標であるといえないから、法２６条１項３号に該当しない。

- ４ 争点３－２（被告各標章の法２６条１項４号該当性）、争点３－３（被告各標章の法２６条１項６号該当性）及び争点４（無効の抗弁の成否）について
原判決の「事実及び理由」の第３の４ないし９記載のとおりであるから、これを引用する。

第４ 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求は、被告各標章が法２６条１項３号に該当するので、いずれも理由がないものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

- １ 争点３－１（被告各標章の法２６条１項３号該当性）について

（１）認定事実

前記前提事実と証拠（甲４ないし９、３２ないし３５、３７、３９ないし４２、７６、７７、７９、８１ないし９８、１４８、乙５、６、１０（枝番があるものは枝番を含む。））及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。

ア 本件心理検査である「Minnesota Multiphasic Personality Inventory」（ミネソタ多面的人格目録）は、１９４０年代に米国ミネソタ大学の心理学者ハサウェイと精神医学者マッキンレーによって開発された、質問紙法検査に基づいて性格傾向を把握する心理検査であり、「MMP I」は、その略称である。

本件心理検査は、英文の５６０の質問項目（重複を含めると５６６項目）から構成され、被験者の回答から、妥当性尺度により被験者の受検態度の

偏りを検出し、臨床尺度（心気症、抑うつ、ヒステリー等の尺度）によりパーソナリティ特徴を解釈し、判定するものである。

本件心理検査は、世界90か国以上で各国の言語に翻訳、標準化され、使用されている。この標準化とは、米国の社会、文化、風土、国民性等に基づいて作成された本件心理検査について、各国の社会、文化、風土、国民性等に合わせて英文の質問項目の翻訳等をした上で、当該国内での一定数のサンプル検査を行い、データを集積して、分析・解釈し、当該国向けの測定値（得点）を解析する尺度・判定基準等を作成することを意味する。

イ(ア) Aは、1962年（昭和37年）6月1日、米国法人のサイコロジカルコーポレーションから、ミネソタ大学出版が出版した「Minnesota Multiphasic Personality Inventory」（本件心理検査のミネソタ大学原版）の日本語版の出版について許諾を得た（甲18ないし20の各1，2）。

控訴人は、1963年（昭和38年）、MMP I 日本版研究会編「日本版MMP I 使用手引」及び英文の質問項目を日本語に翻訳した「日本版MMP I 質問票」（甲43）を出版した。当時、AはMMP I 日本版研究会の会長を務め、「日本版MMP I 使用手引」及び「日本版MMP I 質問票」の出版に際し、本件心理検査のミネソタ大学原版の翻訳及び標準化に中心的に関与した。

その後、控訴人は、1969年（昭和44年）にMMP I 日本版研究会編「MMP I ハンドブック」を、1987年（昭和63年）及び1991年（平成3年）に「MMP I マニュアル」を出版した。

控訴人は、本件心理検査のミネソタ大学原版の翻訳を見直し、新たに標準化を行った上で、平成5年10月1日、MMP I 新日本版研究会編「MMP I マニュアル」（甲32の1，2）及び「質問票」を出版した。

(イ) 控訴人が昭和38年（1963年）から平成4年（1992年）ま

で使用していた質問票（甲４３）には、表紙上部に「日本版MMPⅠ質問票」と記載され、その下に原著がハサウェイとマッキンレーであることなどが記載されていた。

（ウ） 控訴人が平成２７年（２０１５年）から提供している新版の質問票（以下「新版質問票」という。甲４４ないし４７，７４）には、表紙左上部に「Minnesota」，「Multiphasic」，「Personality」，「Inventory」と４段組みに記載され、その直下にはハサウェイ及びマッキンレーの名前が記載され、それらの名前の右側には「MMPⅠ新日本版研究会」と記載されており、新版質問票に対応する新版の回答用紙（以下「新版回答用紙」という。甲４８ないし５３，７５）には、「MMPⅠⅢ型 回答用紙」と記載されていた。

（エ） 控訴人が発行した昭和４３年（１９６８年），昭和４８年（１９７３年）及び平成５年（１９９３年）の各「心理テストカタログ」（甲３９ないし４１）には、「MMPⅠ」について、ハサウェイ及びマッキンレー両教授によって発表された人格目録テストである旨の解説が付されている。また、控訴人が発行した平成３０年（２０１８年）の「心理テストカタログ」（甲４２）には、「MMPⅠ新日本版の形式と実施・採点法」，「MMPⅠの実施法・まとめ」などの記載がある。

（オ） 控訴人が販売するマニュアル（平成５年（１９９３年）版。甲３２の１，２）の表紙には、「Minnesota」，「Multiphasic」，「Personality」，「Inventory」と記載され、その直下にはハサウェイ及びマッキンレーの名前が記載され、それらの名前の右側には「MMPⅠ新日本版研究会編」と記載されており、扉の部分には、「新日本版MMPⅠマニュアル」及び「MMPⅠ新日本版研究会編」と記載され、本文においては、「第１章 MMPⅠの概要」として、「MMPⅠ」について、ミネソタ大学のハサウェイ及びマッキンレーが「精神医学的診断に客観的な手段を提供

する目的で作成した、質問紙法人格検査（人格目録）である」ことなどの説明がされていた。

（カ） 控訴人は、精神医学、心理学等の専門誌、学会誌等に「MMP I」の標章を用いた広告を掲載しているところ（甲 55 ないし 60，100 ないし 145），同広告においては、おおむね，「MMP I®ミネソタ多面的人格目録」，「MMP I（ミネソタ多面的人格目録）」又は「MMP I ミネソタ多面的人格目録」との記載がされ，その記載の下又は上にハサウェイ及びマッキンレーの名前が記載され，それらの名前の記載の下又は右横に，「日本MMP I 研究会」又は「MMP I 新日本版研究会」と記載されていた（甲 55 ないし 60，102 ないし 134，136 ないし 137，139 ないし 145）。

ウ 精神医学、心理学等の多数の辞典類や専門書等において、「MMP I」は、ミネソタ大学のハサウェイ及びマッキンレーにより開発、発表された「Minnesota Multiphasic Personality Inventory」（ミネソタ多面的人格目録）の略称である旨、心理検査（人格検査ないし性格検査）の一手法である旨などの記載がある。

また、「千葉テストセンター心理検査専門所」のウェブサイトにおいて，「教育，医療，企業など幅広い現場でご利用が可能」な「性格検査・人格検査」として，「MMP I ミネソタ多面的人格目録性格検査」が挙げられ，同検査について上記と同様の説明がされている（甲 79）。

一方で，精神医学，心理学等の専門書等には，控訴人が翻訳及び標準化を行った原告版を本件心理検査の日本版である旨の紹介をするもの（甲 7 ないし 9，81 ないし 95）も存在する。

エ（ア） 被控訴人は，平成 29 年 4 月 1 日，被告各商品及び被告ハンドブックの出版及び販売を開始した。被告各商品及び被告ハンドブックは，本件心理検査のミネソタ大学原版について，原告版とは異なる翻訳及び標

準化を行って、作成されたものである。

(イ) 被告各商品の使用方法是次のとおりである。

被告各商品の購入者は、被告質問用紙及び被告回答用紙を用いて被験者に回答させ、被告ソフトをインストールしたパソコンにカードリーダーを接続して回答済みの被告回答用紙を読み込ませ、被告ソフトによる自動診断結果を得ることができるほか、回答済みの被告回答用紙を被控訴人に送付して被告診断結果書の返送を受ける被告サービスを利用することができる。また、被告ソフトの購入者は、被告質問用紙及び被告回答用紙を用いることなく、パソコンで被告ソフトを起動し、被験者にパソコンの画面を見ながら回答させて、自動診断結果を得ることもできる。

さらに、被控訴人は、自治体等から委託を受け、自治体等が採用試験等に用いた被告回答用紙を解析し、自治体等に検査結果を伝える診断解釈サービス（被告サービス）を行っており、被告ウェブサイト上には被告各商品や被告サービス等に関する広告（被告広告）を掲載している。

(2) MMP I の表示についての需要者の認識について

ア 本件商標の指定役務「心理検査」の需要者は、保健医療、福祉、教育等の機関において、心理検査を実施する業務に携わる医師、公認心理師、臨床心理士、公務員の心理職等や研究者であることが認められる。

前記(1)の認定事実によれば、被控訴人が被告各商品の販売及び被告サービスの提供を開始した平成29年4月1日当時において、上記需要者の間では、「MMP I」の表示は、ハサウェイとマッキンレーが開発した質問紙法検査に基づいて性格傾向を把握する心理検査である「Minnesota Multiphasic Personality Inventory」（ミネソタ多面的人格目録）（本件心理検査）又はその略称を表すものであることが広く認識されていたことが認められる。

イ これに対し控訴人は、控訴人が本件心理検査のミネソタ大学原版の翻訳及び標準化を行った本件心理検査の役務の提供に「MMP I」の表示を約50年以上の長期にわたり継続的かつ独占的に使用した結果、需要者、取引者の間では、被控訴人による被告各商品の販売及び被告サービスの提供の開始前に、「MMP I」の表示は、ミネソタ大学から許諾を受けている控訴人の業務に係る本件心理検査の役務を表示するものとして広く認識されるに至っていた旨主張する。

しかしながら、控訴人の主張は、以下のとおり理由がない。

(ア) 控訴人が昭和38年（1963年）から平成4年（1992年）まで使用していた質問票は、表紙上部に「日本版MMP I 質問票」と記載され、その下に原著がハサウェイとマッキンレーであることなどが記載されていること（前記(1)イ(イ)）に照らすと、上記質問票に接した需要者は、「日本版MMP I 質問票」における「MMP I」の文字部分を、上記質問票を用いて行われる心理検査の一手法としての本件心理検査を表示したものと理解するものと認められる。

また、平成27年（2015年）以降の新版質問票にも、表紙に「Minnesota」、「Multiphasic」、「Personality」、「Inventory」と記載された直下にハサウェイらの名前が記載され、その右側には「MMP I 新日本版研究会編」と記載されていること（前記(1)イ(ウ)）に照らすと、新版質問票に接した需要者は、新版質問票における「MMP I」の文字部分を、新版質問票を用いて行われる心理検査の一手法としての本件心理検査を表示したものと理解するものと認められる。

そして、「MMP I Ⅲ型 回答用紙」との記載のある新版回答用紙には、原著作者の記載等はないが、回答用紙が通常は質問票とセットで利用されるものであることからすると、新版回答用紙における「MMP I」の文字部分は、需要者において、新版解答用紙を用いて行われる心

理検査の一手法としての本件心理検査を表示したものと理解するものと認められる。

(イ) 次に、控訴人が発行した「心理テストカタログ」における原告版の記載についてみると、少なくとも、昭和43年(1968年)、昭和48年(1973年)及び平成5年(1993年)の各カタログには、「MMP I」がハサウェイ教授らによって発表された心理検査である旨の解説が付されており、平成30年(2018年)のカタログにも「MMP Iの実施法・まとめ」、「MMP I 新日本版」などと記載されていることから、これらの記載により、需要者は、「MMP I」の文字部分を心理検査の一手法としての本件心理検査を表示したものと理解するものと認められる。

さらに、控訴人のマニュアル(平成5年(1993年)版)の表紙には、新版質問票と同様の記載があり、扉の部分には「新日本版MMP I マニュアル」と記載され、本文においても、「第1章 MMP Iの概要」に本件心理検査についての説明がされていることから、需要者は、「MMP I」の文字部分を心理検査の一手法としての本件心理検査を表示したものと理解するものと認められる。

その他、専門誌、学会誌等への広告については、併せて記載されたハサウェイ及びマッキンレーの名前並びに「日本MMP I研究会」又は「MMP I 新日本版研究会」との名称から、精神医学、心理学等の専門書等については、ミネソタ大学のハサウェイ及びマッキンレーによって発表されたものである旨、心理検査の1つである旨などの説明から、需要者は、「MMP I」の文字部分は心理検査の一手法である本件心理検査を表示したものと理解するものと認められる。

一方で、上記質問票、回答用紙、カタログ、マニュアル、広告及び専門書において、「MMP I」そのものが控訴人が開発し、標準化を行っ

た本件心理検査であることを示す記載は見当たらない。

(ウ) 以上によれば、前記(1)イ及びウの認定事実から、本件商標の指定役務「心理検査」の需要者の間で、被控訴人が被告各商品の販売及び被告サービスの提供を開始した平成29年4月1日の時点で、「MMP I」の表示がミネソタ大学から許諾を受けている控訴人の業務に係る本件心理検査の役務を表示するものとして広く認識されるに至っていたものと認めることはできない。他にこれを認めるに足る証拠はない。

(3) 法26条1項3号該当性について

法26条1項3号は、役務の普通名称、提供の場所、質等又は当該役務に類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質等を普通に用いられる方法で表示する商標については、商標権の効力は及ばない旨規定している。

同号の趣旨は、役務の普通名称、提供の場所、質等の表示が需要者に示されないと取引が円滑に行われなことから、円滑な取引の要請と商標権者の利益の調整を図るため、取引上一般に用いられている方法で、これらの表示を自由に使用することを保障したことにあるものと解される。

以上を前提に、被告各標章の法26条3号該当性について判断する。

ア 被告各標章の構成及び表示態様

(ア) 被告商標1について

別紙被告標章目録記載1のとおり、被告質問用紙の表紙上部には、明朝体様の大きめのフォントで「MMP I－1 性格検査」と表示された被告標章1（甲5の1）の記載がある。

(イ) 被告商標2について

別紙被告標章目録記載2のとおり、被告回答用紙（マークカード）には、左側に「ファイル番号」、「年令」、「性別」、「名前」等を記載する欄があり、回答部分の枠外上部右寄りに、他の記載に比較して若干大きめのゴシック体様で「MMP I－1 回答用紙」と表示された被告

標章 2（甲 5 の 2）が記載されている。

（ウ） 被告標章 3 について

別紙被告標章目録記載 3 のとおり，被告ソフトのパッケージの表紙の中央部分には，他の記載に比較して少し大きめの明朝体様の「MMP I－1 性格検査」と表示された被告標章 3（甲 6）の記載があり，その下に少し小さくゴシック体様で「自動診断システム」，その下に更に小さく「ver. 6. 3」との記載がある。

（エ） 被告標章 4 について

別紙被告標章目録記載 4 のとおり，被控訴人が被告サービスにおいて顧客に提供する被告診断結果書の 1 枚目の左上には，他の部分より少し大きめのゴシック体様で「MMP I－1 自動診断システム」と表示された被告標章 4（甲 7 7）の記載がある。

（オ） 被告標章 5 について

別紙被告標章目録記載 5 のとおり，被告ウェブサイト上の被告各商品，被告サービス等の被告広告の中には，「病院での診察，教員・公務員採用試験，職場でのストレスチェックにはこちら」との見出しの下に，ゴシック体様で「MMP I－1 性格検査」と表示された被告標章 5（甲 3 7）の記載がある。

イ 被告各標章における「MMP I」の文字部分について

（ア） 被告各標章は，「MMP I－1」の部分と「性格検査」，「回答用紙」又は「自動診断システム」の部分とを結合した標章である。

平成 2 9 年 4 月 1 日当時において，需要者の間で，「MMP I」の表示は，ハサウェイとマッキンレーが開発した心理検査である「Minnesota Multiphasic Personality Inventory」（ミネソタ多面的人格目録）（本件心理検査）又はその略称を表すものであることが広く認識されていたこと（前記(2)ア），ハイフン記号と数字を組み合わせでバージョンを示

すことが一般的に行われていること（甲4、87、乙5）を踏まえると、被告標章1（「MMP I－1 性格検査」）に接した需要者は、被告標章1は、「MMP I－1」という名称の「性格検査」を示したものと理解し、被告標章1における「－1」のハイフン記号及び数字部分は、「MMP I」のバージョンを、「MMP I」の文字部分は、ハサウェイとマッキンレーが開発した本件心理検査を示したものと認識するものと認められる。また、被告標章3又は被告標章5に接した需要者は、上記と同様に、被告標章3又は被告標章5は、「MMP I－1」という名称の「性格検査」を示したものと理解し、「MMP I」の文字部分は、ハサウェイとマッキンレーが開発した本件心理検査を示したものと認識するものと認められる。

次に、被告標章2（「MMP I－1 回答用紙」）に接した需要者は、被告標章2における「MMP I」の文字部分は、ハサウェイとマッキンレーが開発した本件心理検査を示したものと認識し、被告標章2は、本件心理検査に用いられる「回答用紙」であることを示したものと理解するものと認められる。

さらに、被告標章4（「MMP I－1 自動診断システム」）に接した需要者は、被告標章4における「MMP I」の文字部分は、ハサウェイとマッキンレーが開発した本件心理検査を示したものと認識し、被告標章4は、本件心理検査の診断結果を作成する自動診断システムであることを示したものと理解するものと認められる。

(イ) 前記(ア)のとおり、被告各標章に接した需要者は、被告各標章における「MMP I」の文字部分をハサウェイとマッキンレーが開発した本件心理検査を示したものと認識するものと認められるから、「MMP I」の文字部分は、心理検査の内容を示したものと認められる。

そして、法26条1項3号の役務の「質」には役務の「内容」が含ま

れるから、被告各標章における「MMP I」の文字部分は、本件商標の指定役務である「心理検査」の質を示したものと認められる。

次に、前記ア認定の被告各商品及び被告広告における被告各標章の表示態様によれば、被告各標章における「MMP I」の文字部分は、いずれも、その文字の大きさ、フォント及び表示位置等に顕著な特徴があるとはいえず、取引上一般に用いられている方法で表示したものと認められるから、本件商標の指定役務「心理検査」の質を「普通に用いられる方法」で表示したものと認められる。

ウ まとめ

以上によれば、「MMP I」の文字部分を含む被告各標章は、本件商標の指定役務「心理検査」の「質」又は当該指定役務に類似する商品の「品質」を「普通に用いられる方法」で表示する商標に該当するものと認められるから、法26条1項3号に該当する。

(4) 控訴人の主張について

控訴人は、本件商標は、本来的に識別力を有するとともに、独占適応性もあり、しかも、日本国内では、ミネソタ大学から許諾を受けている控訴人の業務に係る本件心理検査の役務を表示するものとして広く認識されるに至っており、自他役務識別力ないし特別顕著性を獲得していることに照らすと、被告各標章は、本件商標の指定役務「心理検査」の「質」又は当該指定役務に類似する商品の「品質」を「普通に用いられる方法」で表示する商標であるといえないから、法26条1項3号に該当しない旨主張する。

しかしながら、前記(3)のとおり、法26条1項3号の趣旨は、役務の普通名称、提供の場所、質等の表示が必要者に示されないと取引が円滑に行われないことから、円滑な取引の要請と商標権者の利益の調整を図るため、取引上一般に用いられている方法で、これらの表示を自由に使用することを保障したことにあるものと解されるから、本件商標が本来的に識別力を有するこ

とは、被告各標章が同号に該当することを否定する理由にはならないというべきである。

次に、控訴人は本件商標が独占適応性を有することの根拠として、心理検査は、提供主体により判定結果が相違すると、検査の信頼性を害するなどの弊害が著しいことから、特定の地域、国においては、一主体にのみ独占的に許諾され、複数の主体に許諾されることはないという取引の実情（「一国一検査の原則」）があること、本件心理検査は、ミネソタ大学によって開発され、ミネソタ大学が著作権等の権利を有する心理検査の手法であり、「MMP I」の表示を心理検査役務に使用する場合にはミネソタ大学の許諾が必要であるから、第三者が心理検査役務を提供するに際し、ミネソタ大学のコントロールと無関係に「MMP I」の表示を使用して心理検査役務を提供することを認める必要性はないことを挙げるが、本件においては、控訴人が主張するような取引の実情が存在することを認めるに足る証拠はない。また、ミネソタ大学が本件心理検査の質問事項（ミネソタ大学原版）について著作権を有するからといって、心理検査の役務の提供に「MMP I」の表示をすることにつきミネソタ大学の許諾が必要であるということに当然にはならない。

さらに、前記(2)イで説示したとおり、需要者、取引者の間で、被控訴人による被告各商品の販売及び被告サービスの提供の開始前に、「MMP I」の表示がミネソタ大学から許諾を受けている控訴人の業務に係る本件心理検査の役務を表示するものとして広く認識されるに至っていたものと認めることはできない。

したがって、控訴人の上記主張は、その前提を欠くものであり、採用することができない。

(5) 小括

以上のとおり、被告各標章は法26条1項3号に該当すると認められるか

ら，本件商標権の効力は被告各標章に及ばない。

したがって，その余の点について判断するまでもなく，控訴人の請求はいずれも理由がない。

2 結論

以上のとおり，控訴人の請求はいずれも理由がないから，控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当である。

したがって，本件控訴は理由がないから，これを棄却することとし，主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第4部

裁判長裁判官 大 鷹 一 郎

裁判官國分隆文及び裁判官筈井卓矢は，転補のためいずれも署名押印することができない。

裁判長裁判官 大 鷹 一 郎

(別紙)

商品目録

1 心理テスト質問用紙

商品名 「MMP I - 1 性格検査」

2 回答用紙 (マークカード)

商品名 「MMP I - 1 回答用紙」

3 自動診断システム (パソコン用ソフトウェア)

商品名 「MMP I 性格検査」 (自動診断システム ver 6. 3)

(別紙)

被告標章目録

- 1 下記のうち青線で囲んだ部分（甲 5 の 1）

MMPI-1 性格検査

村上宣寛・村上千恵子 著

発行所 株式会社 筑摩書房

〒111-8755 東京都台東区蔵前 2-5-3
big5-support@chikumashobo.co.jp

無断で複製することを禁じます。

2 下記のうち青線で囲んだ部分（甲5の2）

ファイル番号		年	別	性	名	前
001	001	001	001	001	001	001
002	002	002	002	002	002	002
003	003	003	003	003	003	003
004	004	004	004	004	004	004
005	005	005	005	005	005	005
006	006	006	006	006	006	006
007	007	007	007	007	007	007
008	008	008	008	008	008	008
009	009	009	009	009	009	009
010	010	010	010	010	010	010
011	011	011	011	011	011	011
012	012	012	012	012	012	012
013	013	013	013	013	013	013
014	014	014	014	014	014	014
015	015	015	015	015	015	015
016	016	016	016	016	016	016
017	017	017	017	017	017	017
018	018	018	018	018	018	018
019	019	019	019	019	019	019
020	020	020	020	020	020	020
021	021	021	021	021	021	021
022	022	022	022	022	022	022
023	023	023	023	023	023	023
024	024	024	024	024	024	024
025	025	025	025	025	025	025
026	026	026	026	026	026	026
027	027	027	027	027	027	027
028	028	028	028	028	028	028
029	029	029	029	029	029	029
030	030	030	030	030	030	030
031	031	031	031	031	031	031
032	032	032	032	032	032	032
033	033	033	033	033	033	033
034	034	034	034	034	034	034
035	035	035	035	035	035	035
036	036	036	036	036	036	036
037	037	037	037	037	037	037
038	038	038	038	038	038	038
039	039	039	039	039	039	039
040	040	040	040	040	040	040
041	041	041	041	041	041	041
042	042	042	042	042	042	042
043	043	043	043	043	043	043
044	044	044	044	044	044	044
045	045	045	045	045	045	045
046	046	046	046	046	046	046
047	047	047	047	047	047	047
048	048	048	048	048	048	048
049	049	049	049	049	049	049
050	050	050	050	050	050	050
051	051	051	051	051	051	051
052	052	052	052	052	052	052
053	053	053	053	053	053	053
054	054	054	054	054	054	054
055	055	055	055	055	055	055
056	056	056	056	056	056	056
057	057	057	057	057	057	057
058	058	058	058	058	058	058
059	059	059	059	059	059	059
060	060	060	060	060	060	060
061	061	061	061	061	061	061
062	062	062	062	062	062	062
063	063	063	063	063	063	063
064	064	064	064	064	064	064
065	065	065	065			

開封前に必ずお読み下さい

弊社では、ソフトウェア製品につきまして、下記のソフトウェア使用許諾契約書を設けさせていただいております。ソフトウェア製品の包装を開けます前に下記契約書を十分お読み下さい。下記契約書にご同意いただけない場合には、未開封のまま速やかに本製品を購入店へご返却下さい。この場合お支払い済みの代金をお返しいたします。

ソフトウェア使用許諾契約書

お客様が、ソフトウェア製品の包装を開封された時点で、本契約書に同意し、株式会社筑摩書房（以下弊社と言います）との間に本ソフトウェア（以下契約ソフトと言います）についての契約が成立したものとさせていただきます。

- 1 契約ソフト及びそれを複製したものの著作権は弊社に帰属します。お客様は、契約ソフトのバックアップのためにのみ複製を行うことができます。
- 2 お客様は、一人もしくは1台のコンピュータで、契約ソフトを使用することができます。例えば、契約ソフトはお客様一人で使用する場合、複数のコンピュータで使用することができません。また、契約ソフトを使用するコンピュータが1台のみの場合、そのコンピュータ上で他の人に契約ソフトを使用させることができます。
- 3 「企業・学校等で複数の人間が複数のコンピュータで契約ソフトを使用する場合」及び「企業による営利を目的とする診断サービス等に契約ソフトを使用する場合」は別途の契約が必要です。
- 4 お客様は、第三者に契約ソフト及びその複製したものを譲渡又は貸与することはできません。
- 5 本契約はお客様が契約ソフトを開封したときから発効し、お客様が契約ソフトの使用を止められるとき、又は本製品のアップグレード品による契約が結ばれるまで有効とします。
- 6 お客様が本契約の条項に違反した場合、弊社は本契約を一方的に終了させていただきますことがあります。その場合お客様は契約ソフト及びその複製品の全部を全て破棄しなければなりません。
- 7 弊社は、登録カードを返送いただいたお客様に、契約ソフトのサポート及びアップグレードのご案内を実施いたします。また、弊社はお客様が契約ソフトの使用によって発生した直接的、間接的な損害に対して一切責任を負わないものとします。

以上

株式会社
筑摩書房
〒111-8756 東京都台東区板前2-5-3

MMPI-1 性格検査

MMPI-1 性格検査

自動診断システム

ver. 6.3

プログラム著作
村上宣寛／村上千恵子

筑摩書房

3 下記のうち青線で囲んだ部分（甲6）

4 下記のうち青線で囲んだ部分 (甲 7 7)

＜統合失調症に伴う緊張病：MMPI-1＞

MMP 1-1 自動診断システム		専門家用)	ver. 7.0
システム開発：村上 宣寛 臨床的貢献：村上千恵子			
処理年月日 2017/04/27 時刻 11:42:39			
[被験者の記録]			
ファイル：統合失調症に伴う緊張病			
氏 名：	事例 E. M.		
性 別：	Male		
年 齢：	22 歳		
実 施 日：	MMP1-1/MN1/MN1-124ハンドブック改訂版 (p. 74)。		
実 施 所：	諸病等因不明の身体症状・異常発作、幻聴等々の症状あり。統合失調症の遺伝的病因により、養育環境で重症度の診断名が検討された。最終的には「統合失調症に伴う緊張病」と診断。MMP1-1は、寛解と見なされた退院3ヵ月前に実施。81と87のプロフィール兄弟姉妹から、同病発作が起きる可能性や心気症状、統合失調症様の行動特徴を示唆。退院後も継続ケアが必要。		

この「NMPIP-1」自動診断システムでは、オリジナル版のネオマディン人格検査と
 ともに、生体電気言語検査を併用し、実用性尺度、臨床尺度、下位尺度、特殊尺度など、
 129項目で構成したものである。生民質の検査例として出ている有効回答者1178名を、
 青年期（15歳～22歳）、成人前期（23～39歳）、成人中期（40～59歳）、成
 熟後期（60歳以上）に区分し、性別別に集計が行われた。

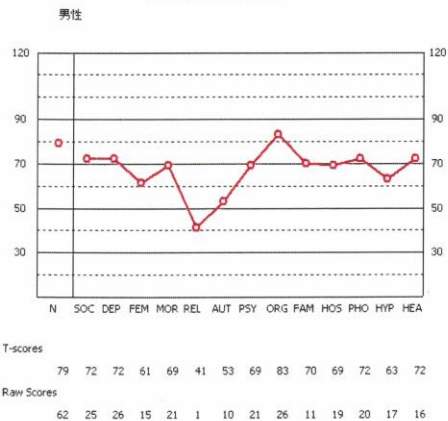
自動診断尺度は客観的に、経験的な原則に基づいて構築されているので、被験者の人格傾向
 を理解するための有用な情報が提供される。しかし、自動診断が僅かの被験者に完全に合
 った結果を示すことはまれで、これを提示する場合は結果は仮定的なものである。熟練した検査
 士によって確認される必要がある。従って、自動診断レポートとは厳密に、被験者に直接見
 てはならない。

なお、この検査者は<<青年期基準>>で分析された。

[MMPI-1 PROFILE]



[SUPPLEMENTAL PROFILE]



[自動解釈]

《 受檢態度 》

このコフアロムの個性は素直で素朴で素直な。健康者の真の快状は正確に認識されておらず、現在の精神状態が反映されていると考えられる。単純な文法と直観に基づいて至る所を鋭く洞察し、直観自身を伴う努力によって異なった世界に入ら、社会的に順応しようとしている。ただし、普通の文と比較して非常に多くの誤変換を認めている。自我機能に問題があり、視覚検査に抵抗しており、質問の時間に関係がある可能性もあるが、一般的には解決でき、気負わずに、反社会的な態度を与える。青年期ではアイデンティティの確立にも場合がある。また、自分も他人にも非常に批判的で、不満を抱いており、怒怒は膨らまそうらうことがあり、洞察力が不足しており、日常的な問題に適切に対処できない。内的資質が限られていて、自己像は貧弱である。自我防衛の機制が崩壊している可能性がある。

《 主要な精神症状 》

身体への他人への関心の弱体化、身体に関する苦痛や不満がかなたない。苦痛を訴えることによって他人をコントロールしようとするが、他人をコントロールすることには成功していない。一般的に否定的で 悲観的である。苦痛は主として消化器系にも関するものが多い。健康、動作、生活の至るまで心配している。心臓や腎臓と訴える訴えも場合もある。また、感情、身体に異常が起きるさまざまな問題を認めている。心理的不安感や鬱病、気分が落ち込み、日常の仕事がうまくまかなえない。力カスミナが足りず、ひどい頭痛や背中の痛み、吐き気など、情熱的な葛藤を示すような身体症状が見られる。身体症状を訴え、すっきり気をとられていく。

環境から引き離され、疎外されるのを強く感じる。支離滅裂、集中困難、判断不確実、思考停滯が見られる。統合失調症様の症状か、あるいは、状況的、個人的な苦況に基づいているか、である。自閉的で、人に接近しようとする異様なことを考える。疎外感があり、異人間的なように感じる。何事にも無関心で、感情が平板化したり、遠退いたり、嵐裏で、当惑するようであるが感情的に頭には浮かび、それを統制できないう。自分の衝動が統制できなくて、感じている。感情は奇妙で、疎外感の強い、感情が悲憤のなすがままに、感情の解離が見られる。自分の身体像や自分自身が奇妙に変化してと感じている。他人、感情と疎離感を体験している。

心労や緊張があり、優柔不断で、小心翼翼とした傾向が特徴である。不安や緊張がかなり強く、興奮することがあるもので、日常生活で困難を来し易い。また、頑固で信心深く、道徳主義的でもある。自分の生活や対人関係にいろいろな不満を抱いていることが多い。一般的な不安や心労のレベルは極端に高い。また、緊張していて、不安で、恐怖心が強い。情緒的、認知的統制に重大な問題があると考えられる。強い依存欲求があり、不快感や不辛感が強く、臨感的、受動的である。

＜＜ 対人関係の特徴 ＞＞

社会生活能力や能力に欠け、対人間関係が不快で、社会的に孤立する傾向が顕著である。自己像が否定的で、自尊感情過剰、人交、交際難、孤独感があり、口重く、打ち解けない。嫉妬、恐怖、自衛、無動機、低活動性、痛みの強迫的な目的の可能性もある。また、内面、でこちなく、社会的な偉業をうけてようとする。対人間関係は社会的技能が劣り、悔めてひどく不愉快である。疑わしい仲間と反応にたいして寛容性が低減する。羨しなく、他人と一緒にいては全く羨ましくなく、他人の反応にひどく敏感である。疑わしくなりうるうたえやすい。困難な事象に立ち向かうのは絶対に避ける。身体について不満や関心が顕著である。

家族関係に重大な問題がある。両親との関係が長期間に渡って貧弱であり、現在の両親、配偶者、近親者などとの関係も否定的である。家庭の問題だけではなく、孤独さや、活動過多、否定的な自己像の反映である可能性が強く、破壊的行動を伴うこともある。また、家庭の状況がひどく不満で、問題を起こしがちである。

自分の能力に自信がなく、他人の反応や感情に神経過敏になっていて、自分が誤解され、役に立たないと思い、人の影響を受けやすい。頭が固く、皮肉な態度をとったり、腹を立てる傾向が強い。ストレスを受けた場合、脅威刺激に対して抑圧による防衛を行い、否定的、抑圧的な回避行動が見られる。自分の知識や考えを他人に教えるのは下手で、教員のような職業には適性がない。

<< その他の人格と行動の特徴 >>

古典的な仰うつ状態が考えられ、注意の集中が困難である。周りのことに興味が持たず、やる気がなく、悲観的で、自尊心が低く、不安で、水分を非難し、考え込みがちである。社会からの引きこもり、否定的な自己像、低い活動水準などが見られる。記憶力や集中力など、精神機能に自信が欠け、ひどい不信感を抱いている。憂うつで、仰うつ感が強く、日常生活が面白くない。観察されている仰うつ傾向は誇張されているので、一時的な状態かも知れない。本来的にはこの傾向はもっと小さい。

妄想に関係する異常な経験や信念をやや認めている。他人の動機や行動の意味を理解するのがむずかしく、結果的に他人に対して疑い深く、心配する傾向が生じている。また、他人を信用できず、自分の欠点を相手に投射する。

個人的なテンポが速い傾向が見られる。陽気で活発だが、落ち着きがない。情動を統制できず、興奮しやすい。何にでも興味を持つが、すぐに関心が他に移りがちである。情緒的な問題があっても、その責任が自分にあることは認めようというなし。自己の過大視が非現実的なほど強く、仰々しく振舞いすぎる。ただし、観察されている活動過多な傾向は誇張されているので、一時的な状態かも知れない。本来的な傾向はより小さく見積もる必要がある。

自己顕示欲求に関係した態度や行動は普通程度である。

怒りの表出を押えるのがむずかしく、不公平なことがあると腹を立ててしまう。自己の統制力が不足し、対人関係では、不機嫌で、非協力的、攻撃的、報復的で競争心が強い傾向がある。

美術、音楽、文学など、感覚的なものに興味がある。伝統的に男性的とされるものには興味を示さない。一般的に受動的で、神経質で、想像力を働かせがちであり、事に対処する場合、間接的で、人目につかない方法を好む。

宗教的信念や信仰心の強さはほど良い程度である。

抑制や統制のしすぎは見られない。社会的な統制には適当に従い、権威や孤独、周囲さについての不満は平均的である。

<< 診斷印象 >>

[illegible]

5 下記のうち青線で囲んだ部分（甲 3 7）

筑摩書房 精神医学的診断から、採用・人事、入学試験、生徒指導、ストレスチェック... 2/7 ページ



用紙版、ハチ紙版に付いては、この検査でグラフ化された結果があるため、印刷した場合は、MINIやMINI-124での検査をおすすめします

もっと詳しく



実施方法^{※1} 診断ソフト マークカード カーボン版 解釈サービス対応^{※3}

商品一覧 ☐ ハンドブック ☐ 検査の手引き ☐ 質問用紙 ☐ マークカード ☐ カーボン版 ☐ 自動診断システム（PCソフト） ☐ 解釈サービス

※1回答時間は平均です。なお、集団で実施する場合は、配布・回収にかかる時間を加味してください。（50人で15～20分が目安）

※2各実施方法の詳細は下部をご覧ください。

※3サービス詳細は[こちら](#)をご覧ください。（マークカード実施の場合のみ対応）

病院での診察、教員・公務員採用試験、職場でのストレスチェックにはこ

● **MMPI-1性格検査**

回答時間 60-90分^{※1}

● **MINI性格検査**

回答時間 20分^{※1}

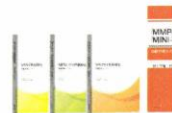
対象年齢 12-80歳くらい

● **MINI-124性格検査**

回答時間 5-10分^{※1}

うつや不安など様々な精神症状が客観的に測定できるので、病院での診察・カウンセリングのほか、都道府県の教員・公務員採用試験、また職場でのストレスチェックに向いています。一番簡易なMINI-124は、年間に1万人ほどが受検している人気の高い心理テストです。

もっと詳しく



実施方法^{※1} 診断ソフト マークカード 解釈サービス対応^{※3}

商品一覧 ☐ ハンドブック ☐ 検査の手引き（MINI-124性格検査のみ） ☐ 質問用紙 ☐ マークカード ☐ 自動診断システム（PCソフト） ☐ 解釈サービス

※1回答時間は平均です。なお、集団で実施する場合は、配布・回収にかかる時間を加味してください。（50人で15～20分が目安）

※2各実施方法の詳細は下部をご覧ください。

※3サービス詳細は[こちら](#)をご覧ください。（マークカード実施の場合のみ対応）

実施方法・商品詳細